明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一二）　一
〔告　示〕
○消費生活協同組合法施行規程の一部を改正する件（厚生労働四一）　二
○国民年金法施行令第七条及び第八条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める国民年金の保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額の一部を改正する件（同四二）　六
○補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件の一部を改正した件（経済産業一三）　一五
○高速自動車国道に関する件（国土交通四七）　三
○海岸保全施設に関する直轄工事を国土交通大臣が施行する件（同四八）　三
〔資　料〕
国庫歳入歳出状況（平成二十一年度平成二十一年十一月分）（財務省）　三
〔公　告〕
諸事項
官庁
特恵関税、建設業の許可の取消処分、基本測量関係事項関係
裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
東日本高速道路株式会社工事開始、独立行政法人都市再生機構参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示、社会保険労務士名簿登録・登録の抹消・紛争解決手続代理業務の付記、日本弁護士連合会裁決関係
地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

省　令

○厚生労働省令第十二号

消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十二条の三第二項において読み替えて準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十七条の三第一項第七号及び消費生活協同組合法第五十条の五の規定に基づき、消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年一月二十九日

厚生労働大臣　長妻　昭

消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令

消費生活協同組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第二百五十七条」を「―第二百五十八条」に改める。

第四十六条第十一号中「認定投資者保護団体をいう」を「認定投資者保護団体をいい、当該特定共済契約が当該認定投資者保護団体の認定業務（同項に規定する認定業務をいう。）の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る」に改める。

第八十四条第七項第一号中「有価証券をいう。」の下に「第百六十六条の二第一項第五号において同じ。」を加える。

第百六十六条の次に次の二条を加える。

（健全性の基準に用いる出資の総額、準備金の額等）

第百六十六条の二　法第五十条の五第一号の出資の総額、準備金の額その他の厚生労働省令で定めるものの額は次の各号に掲げる額とし、同号の厚生労働省令で定めるところにより計算した額は当該各号に掲げる額の合計額とする。

一　純資産の部の合計額から剰余金の処分として支出する金額、貸借対照表の評価・換算差額等（第八十四条第一項第一号ロに掲げる評価・換算差額等をいう。）の科目に計上した金額及び繰延資産として貸借対照表の資産の部に計上した金額の合計額を控除した額

二　法第五十条の九第一項に規定する価格変動準備金の額

三　第百七十九条第一項第三号に掲げる異常危険準備金の額

四　一般貸倒引当金の額

五　当該組合が有するその他有価証券については、貸借対照表計上額の合計額と帳簿価額の合計額の差額に厚生労働大臣が定める率を乗じた額

六　当該組合が有する土地については、時価と帳簿価額の差額に厚生労働大臣が定める率を乗じた額

七　その他前各号に準ずるものとして厚生労働大臣が定めるものの額

2　前項第六号の「時価」とは、共済金等の支払能力の充実の状況を示す比率（法第五十条の五の共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準に係る算式により得られる比率をいう。以下同じ。）の算出を行う日の適正な評価価格に基づき算出した価額をいう。

（通常の予測を超える危険に対応する額）

第百六十六条の三　法第五十条の五第二号の共済契約に係る共済事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常の予測を超えるものに対応する額は、次に掲げる額を基礎として厚生労働大臣が定めるところにより計算した額とする。

一　共済リスク（実際の共済事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険をいう。以下同じ。）に対応する額として厚生労働大臣が定めるところにより計算した額

二　予定利率リスク（責任準備金の算出の基礎となる予定利率を確保できなくなる危険をいう。以下同じ。）に対応する額として厚生労働大臣が定めるところにより計算した額

三　資産運用リスク（資産の運用等に関する危険であつて、保有する有価証券その他の資産の通常の予測を超える価格の変動その他の理由により発生し得る危険をいう。）に対応する額として次のイからホまでに掲げる額の合計額

イ　価格変動等リスク（保有する有価証券その他の資産の通常の予測を超える価格変動等により発生し得る危険をいう。）に対応する額として厚生労働大臣が定めるところにより計算した額

ロ　信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいう。）に対応する額として厚生労働大臣が定めるところにより計算した額